

令和4年4月28日

市内高齢者施設長 市内介護保険事業所管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

5月分の千葉市高齢・介護施設等の従事者に対するPCR検査等について（周知）

平素より、新型コロナウイルスの感染防止のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。

5月分のPCR検査につきまして、引き続き実施することといたしましたので、ご連絡します。
なお、5月分についても、月1回まで（複数回のお申し込みは対象外）といたします。

また、現在本市では、PCR検査に加え、抗原定性検査キットの配布を検討しております。
具体的な事業内容につきましては、後日別途お知らせいたします。

なお、日々の検温の徹底とともに、体調不良の際は外出・移動を控え、医療機関を受診する等、新型コロナウイルス感染症対策の観点から引き続き感染予防にご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 PCR集中検査について

（1）委託事業者

「エクスコムグローバル株式会社（にしたんクリニック）」となります。別紙「千葉市高齢・介護施設等の従事者向けPCR集中検査事業の申し込み等について」に掲載されているURLまたはQRコードよりお申し込みください。

（2）申込期間等

- ① 回数・申込期間 5月分 月1回まで
 ※6月以降については未定ですので、改めてご連絡いたします。
- ② 返送期間 5月分 5月31日（火）まで
- ③ 検査キット発送 検査需要増のため、申し込みから検査キット発送まで数日を要する場合があります。
- ④ 対 象 者 市内の高齢・介護施設等の全ての従事者（介護・看護従事者だけでなく、事務、清掃、警備、調理など職種を問わず対象となります。）
 ※利用者や従事者の家族などは対象外
 ※医療みなしによる指定事業所は対象外

- ⑤ 検査費用 無料（返送料は検査機関の指定方法で返送した場合に無料）

（3）申し込む際のご注意

- ① 検査を受ける従事者に、予め次の点を理解してもらってください。
 - ・検査キットは未使用（余り）が出ないように、余分なお申し込みはしないでください。
 - ・お申し込みして届いた検査キットは必ず使用して検査機関へ返送してください。未使用で放置などしたものは、後日代金を請求する場合がありますので、ご注意ください。
 - ・検査結果は、後日、千葉市介護保険事業課にも通知されること。
 - ・結果が陽性だった場合には、事業者（申込者）あてに検査機関から連絡が入りますが、この連絡よりも前に検査結果が介護保険事業課に伝わる可能性があること。

- ・検査結果が陽性だった場合には、保健所あての発生届の提出は、検査機関の提携医療機関の医師による診断の後、検査機関の提携医療機関が行うこと。
 - ・検査結果が陽性だった場合には、必ず検査機関の提携医療機関へ連絡し、診断を受けること。連絡・受診を行わない場合は、事業者（申込者）と協議の上、検査機関から直接連絡が入る可能性があること（その際、ご連絡先を事業者から教えていただくこと）。
- ② 法人ごとなどではなく、必ずサービス種別ごとにお申込みください。
- ③ この検査は強制ではありませんが、全従事者が月1回の検査を受けていただきますよう、お願いいたします。
- ④ 陽性が出たことが確認された場合は、担当課へメール又は電話でご連絡ください。
- ⑤ 上記①のとおり、保健所あての発生届の提出は、検査機関の提携医療機関の医師による診断の後、検査機関の提携医療機関が行います。検査機関より連絡が来ますので、必ず陽性者に検査機関の提携医療機関へ連絡をし、診断を受けるよう、事業所からも働きかけて下さい。また、連絡を行わない場合は、検査機関からも陽性者にご連絡を差し上げたいことから、必要なお協力をさせていただきますよう、お願いいたします。

2 抗原定性検査キットの配布について

現在、市では高齢者施設での感染予防・感染拡大の防止の観点から、検査受検の機会を増やすため、PCR検査の実施に加え、希望する施設への抗原定性検査キットの配布を検討しております。詳細が決定次第、改めてお知らせします。

3 千葉市高齢者施設等における新規施設入所者向けPCR検査費用補助（令和4年度分）

令和3年度に続き、令和4年度も当該事業を令和4年5月31日（火）まで実施（令和4年3月31日以前の領収日等は補助対象外）しています。申請期限は、令和4年6月30日（木）までとなります。下記ホームページもご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/0304koureikensahiyo ujosei.html>

4 千葉県新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業

令和4年4月28日時点ではありますが、千葉県が無症状の方を対象として、標記事業を当面の間実施しているとのことですので、参考までにお知らせします。詳しくは、随時千葉県ホームページをご確認ください。

【千葉県ホームページ】<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/pcrmuryouka.html>

5 在宅高齢者サービス継続支援事業

在宅の高齢者の同居家族が新型コロナウイルスの陽性者となり、当該高齢者が濃厚接触者となった場合、介護保険サービスを提供するに当たっては、従業者の感染防止のために実際にかかる経費のほか、心理的・精神的負担なども大きいことから、令和2年8月から当該高齢者に対してサービス提供を行った居宅サービス事業所等に対して支援金の支給を行っており、令和4年度も引き続き当該事業を実施しています。なお、濃厚接触者である利用者に対してサービス提供を行う場合は、事前に介護保険事業課へ相談、報告を行う必要があります。事前に相談、報告を受けていないケースについては、給付対象となりません。詳しくは、下記介護保険事業課ホームページまたは別紙をご確認ください。

【介護保険事業課ホームページ】

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/zaitakukoureisya_sa-bisukeizokusien.html

6 感染拡大防止対策について（別添通知）

引き続き、感染拡大防止対策に特段のご配慮をくださるよう、お願いいたします。

別添参照 令和4年4月18日付け、「新型コロナウイルスの感染拡大防止について（通知）」

7 令和3年11月分までのにしたんクリニック未使用検査キットについて

上記期間のにしたんクリニック未使用検査キットにつきましては、保存液の品質が保てなくなるため、5月以降検査不可となりますので、ご注意ください。

8 令和3年12月分から令和4年4月分のにしたんクリニック未使用検査キットについて

従前からお知らせしているとおり、未使用で放置などした検査キットは、後日代金を請求する場合がありますので、未使用検査キットは必ず使用して検査機関へ返送してください。この場合の返送期限は、令和4年5月31日（火）までとします。

（問い合わせ）千葉市役所高齢障害部介護保険事業課企画指導班

（Mail）kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp 043-245-5068